（札幌地方検察庁次席検事）検事　廣上　克洋
東京地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁総務部長を命ずる
（甲府地方検察庁検事）同　井ノ口　毅
東京地方検察庁検事に配置換する
甲府地方検察庁三席検事の指名を解く
（東京地方検察庁検事）同　山根　薫
東京地方検察庁立川支部勤務を命ずる
（東京地方検察庁立川支部検事）同　佐藤美由紀
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁公判部長を命ずる
（同）同　島根　豪
甲府地方検察庁検事に配置換する
甲府地方検察庁三席検事に指名する
（大阪地方検察庁検事）同　小弓場文彦
大阪高等検察庁検事に併任する
（大阪高等検察庁検事）同　中井　隆司
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁総務部長を命ずる
（大阪地方検察庁公安部長）同　田中　素子
大阪地方検察庁刑事部長を命ずる
大阪地方検察庁公安部長を免ずる
（大阪地方検察庁総務部長）同　原島　肇
大阪地方検察庁公安部長を命ずる
大阪地方検察庁総務部長を免ずる
（東京地方検察庁検事）同　小橋　常和
大阪地方検察庁検事に配置換する
（横浜地方検察庁公判部長）同　大圖　明
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁次席検事を命ずる
（最高検察庁刑事部長）同　幕田　英雄
（最高検察庁検事）同　小林　英樹
（同）同　大西　平泰
（仙台地方検察庁検事正）同　向井　壯
辞職を承認する（各通）（以上六月二十六日）

公安調査庁

（最高検察庁検事公安調査庁次長）検事　寺脇　一峰
公安調査庁次長に充てることを解く
（最高検察庁検事）同　小島　吉晴
公安調査庁次長に充てる（以上六月二十六日）

財務省

（中日本高速道路株式会社執行役員総務本部調達・契約部長）河野　邦明
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる（六月二十八日）

環境省

（大臣官房付）環境技官　水野　理
国際連合経済社会局（アメリカ合衆国）に派遣する（六月二十八日）
（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　小森　繁
環境事務官（大臣官房付）に転任させる
辞職を承認する
（水・大気環境局総務課長）環境技官　粕谷　明博
辞職を承認する（以上六月三十日）
（水・大気環境局自動車環境対策課長）環境事務官　弥元　伸也
大臣官房秘書課長に配置換する
（総合環境政策局環境保健部企画課長）同　瀬川　俊郎
大臣官房政策評価広報課長に配置換する
大臣官房政策評価広報課の併任を解除する
（北海道地方環境事務所長）環境技官　吉井　雅彦
大臣官房付に配置換する
（総合環境政策局環境保健部境安全課長）同　早水　輝好
総合環境政策局環境保健部企画課長に配置換する
（地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室長）環境事務官　上田　康治
総合環境政策局環境保健部環境安全課長に昇任させる
（大臣官房付）同　角倉　一郎
地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室長に配置換する
（総合環境政策局環境計画課長）同　加藤　庸之
水・大気環境局総務課長に配置換する
水・大気環境局土壌環境課長に充てる
水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室長に併任する
水・大気環境局大気環境課大気生活環境室長事務取扱を命ずる
（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長）環境技官　森下　哲
水・大気環境局自動車環境対策課長に昇任させる
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室に併任する
（林野庁森林整備部研究・保全課長）農林水産技官　出江　俊夫
環境技官（北海道地方環境事務所長）に転任させる
（大臣官房総務課企画官）環境技官　佐山　浩
近畿地方環境事務所長に昇任させる
（大臣官房付）環境事務官　江口　博行
大臣官房総務課企画官に配置換する
（国際連合大学上級研究員）同　苦瀬　雅仁
職務に復帰させる
総合環境政策局環境計画課環境統計分析官に配置換する
（総合環境政策局環境経済課長）同　正田　寛
総合環境政策局環境計画課長に併任する
（大臣官房審議官）同　奥主　喜美
大臣官房秘書課長の併任を解除する
（大臣官房政策評価広報課長）環境技官　高橋　康夫
警察庁に出向させる
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の併任を解除する
（近畿地方環境事務所長）同　徳丸　久衛
大臣官房付に配置換する
林野庁に出向させる（以上七月一日）

会計検査院

（事務総長官房総務課長）会計検査院事務官　村上　英圖
事務総長官房審議官に昇任させる
第一局担当を命ずる
（第四局農林水産検査第一課長）同　寺沢　剛
事務総長官房総務課長に配置換する
（第三局国土交通検査第四課長）同　渡辺　雅幸
第四局農林水産検査第一課長に配置換する
（事務総長官房審議官）同　平野　善昭
第三局国土交通検査第四課長に併任する（以上七月一日）

官庁報告

法　務

平成24年度11月期司法修習生採用選考公告

最高裁判所は、裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条の規定に基づき、平成24年度11月期司法修習生採用選考を次のとおり実施する。

1　選考を受けることができる者（選考資格）

次に掲げる者は、2に該当する場合を除き、選考を受けることができる。

(1)　司法試験法（昭和24年法律第140号）による司法試験に合格した者

(2)　平成14年法律第138号による改正前の司法試験法（昭和24年法律第140号）の規定による司法試験の第二次試験又は平成14年法律第138号附則第7条第1項の規定により行われる司法試験の第二次試験に合格した者

(3)　高等試験令（昭和4年勅令第15号）による高等試験司法科試験に合格した者

(4)　司法官試補及弁護士試補タル資格ノ特例ニ関スル法律（昭和20年法律第28号）に規定する鉦衡委員会の鉦衡を経た者

2　選考を受けることができない者（欠格事由）

(1)　禁錮以上の刑に処せられた者

(2)　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

(3)　破産者で復権を得ない者

3　選考の内容、期日及び場所

(1)　内容及び方法

ア　書面審査　選考申込書等の提出書類の記載により、選考資格の有無、欠格事由の有無等について審査する。

イ　健康診断　選考申込者が提出する健康診断票（所定の様式）に基づいて、修習に耐えられる健康状態かどうかを判定する。

なお、精密検査が必要と判定された場合等は、追加書類の提出や、最高裁判所での健康診断（面接と同日に実施）の受検を求める場合がある。

ウ　面接　ア、イの結果、必要があると認めた場合に実施する。

エ　欠格事由調査

(2)　面接の期日及び場所

期日　平成24年10月23日（火）

場所　最高裁判所